~4月からの保険適用につきましてのご案内~

4月から不妊治療が保険適用になるというニュースを耳にされている方も多いと思います。全ての方にすべての検査・治療が保険適用になるといいのですが、残念ながらそうではありませんでした。

まず、保険適用で診察を受けたい方は、「婚姻関係の証明」もしくは「それぞれが独身である証明と児が出生したときに認知する意向があること」の確認書類が必要です。必要書類に関しての説明書はお会計時にお渡ししています。この確認ができた場合に、お二人で来院いただき、その治療周期(月経周期)の治療計画を立てます。初回は必ず男性の方にも来院し同意書にサインをしていただきます。これが出来ない場合には保険診療を受けることが出来ません。一般治療周期の方は3か月に1回程度、体外受精・顕微授精・移植周期の方は毎周期治療計画を立てます。治療計画を立てられない周期は自費診療(自由診療)で診察となります。

男性の方にも必要時に来院していただく必要がありますのでご了承ください。

2022年3月までは保険診療日と自費診療日というように1日単位で変更しておりましたが、4月以降は月経周期における初回の来院時に、保険診療周期か自費診療周期を選んでいただきます。保険診療周期では保険適用となっているお薬(種類・量)や検査しか行うことが出来ません。例えば1周期に超音波検査やホルモン採血は3回までとなり、これまでのような細やかにホルモンの動きに合わせた治療を行うことが難しくなりました。また、免疫抑制剤による移植周期や慢性子宮内膜炎の検査・治療は保険適用になっておらず、これらの周期は自費診療で行います。また、保険適用で採卵した受精卵は原則保険適用で移植をしなくてはならず、現在保険適用のない検査や治療(例えば着床前診断など)は受けられなくなりますのでご注意ください。

保険診療の対象から外れる方や、保険診療ではできないオーダーメイドな治療を希望される方は、自費診療にて受けていただくことが可能です。

保険適用開始に伴い、助成金制度は廃止となります。保険適用前に開始した治療で条件を満たした場合に、4月以降に終了した治療でも助成金の対象となる場合があります。

保険診療として保険点数(保険点数1点は10円です)があるものについては、保険点数の10倍を自費診療の料金といたします。保険点数がないものに関してはクリニックで設定した料金をお支払いいただきます。詳しくは費用の目安をご覧ください。

今後の状況により料金は変更されることもありますので、ご了承ください。

これから保険診療がスタートします。落ち着いてくるまではみなさまにご迷惑をおかけすることもあるかもしれません。申し訳ございません。できる限り、みなさまの保険診療がスムーズにいくように、努めてまいります。 今後ともよろしくお願い申し上げます。

草津レディースクリニック